

社会福祉法人くぬぎの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くぬぎの会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務、主たる勤務場所はどんぐり保育園事務所とする）報酬を支給する。また、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 業務に応じた報酬は、別表第2に定める額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 業務に応じた報酬は、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等の支給は、翌月15日とする。ただし、当日が金融機関の休業日の場合には、その前日に支払う。また、会議等への出席の場合は、出席の都度支給する。
- (2) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(2) 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(4) 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

令和 5年 4月 1日一部改訂

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000 円
理事	月額 200,000 円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1)

理事長	月額 80,000 円
理事会への出席	3,000 円

(2)

評議員	日 額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 6,000 円 半日 3,000 円 別途実費弁償費として実費を支給

(3)

理事会	日 額
理事会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 6,000 円 半日 3,000 円 別途実費弁償費として実費を支給

(4)

監事	日 額
監事監査等への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 6,000 円 半日 3,000 円 別途実費弁償費として実費を支給

別表3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬用を支給する。

理事長	月額 30,000 円
理事	月額 25,000 円